

「食品安全委員会における調査審議方法等について」の一部改正について

1 改正概要

食品安全委員会における調査審議は、最新の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行わなければならないことから、学識経験者が参加して行う食品安全委員会及び専門調査会における調査審議等の方法については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定。以下「委員会決定」という。）に定められている。

調査審議等の中立性・公正性の確保は重要であり、委員会決定についても不断に見直しを行うことが重要であるところ、今般、より一層の中立性・公正性の確保を図るため、他の審議会等の例も参考に委員会決定の見直しを行い、別添のとおり一部改正を行うこととする。

【改正概要】

(1) 特定企業との経済的利益関係に関する基準について、委員等の家族（配偶者及び一親等の者であって生計を一にする者）もその対象に追加する。

【委員会決定 2(1)①から④まで】

(2) 特定企業からの金品等の受領に関する基準について、合計額に関する基準を追加する（500万円を上限とする）。

【委員会決定 2(1)①】

(3) 確認書の署名について、押印及び自署を不要とする。

〔 *本人のメールアドレスから送付されていること等により、本人の意思・確認書の真正性を確認する。 〕

【委員会決定 別紙】

2 施行

令和6年4月1日

食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）の一部改正について（案）

食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>2 委員会等における調査審議等への参加について</p> <p>(1) 委員会等は、その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。ただし、委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができる。</p> <p>① <u>委員等本人又はその家族（配偶者及び一親等の者であって、委員等と生計を一にするもの。以下同じ。）が、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社（以下「特定企業」という。）から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額（金品を換算した金額を含む。）について、その合計額が500万円を超える場合又は別表に掲げるいずれかに該当する場合。ただし、当該同業他社については、企業申請品目と機能及び販売目的が類似した当該同業他社の競合品の開発に関与している場合に限る。</u></p> <p>② <u>委員等本人又はその家族が所有する特定企業の株式の保有割合が全株式の5%以上である場合</u></p> <p>③ <u>委員等本人又はその家族が、特定企業の役員等（特定企業の経営を行う役職にある者をいう。）に、過去3年間において就任していた、又は就任している場合</u></p> <p>④～⑥（略）</p> <p>(2)～(6)（略）</p>	<p>2 委員会等における調査審議等への参加について</p> <p>(1) 委員会等は、その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。ただし、委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができる。</p> <p>① <u>調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社（以下「特定企業」という。）から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額（金品を換算した金額を含む。）が、別表に掲げるいずれかに該当する場合。ただし、当該同業他社については、企業申請品目と機能及び販売目的が類似した当該同業他社の競合品の開発に関与している場合に限る。</u></p> <p>② <u>特定企業の株式の保有割合が全株式の5%以上である場合</u></p> <p>③ <u>特定企業の役員等（特定企業の経営を行う役職にある者をいう。以下同じ。）に、過去3年間において就任していた、又は就任している場合</u></p> <p>④～⑥（略）</p> <p>(2)～(6)（略）</p>

<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">確認書</p> <p>内閣府食品安全委員会委員長殿</p> <p>私〇〇 〇〇*1は、貴委員会の決定にしたがって、下記のとおり事実関係を確認しましたのでお伝えします。 なお、特定企業からの依頼により調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合や、私の任期中において下記の実事関係に変更がある場合は、速やかにその旨を記載した確認書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日*2 <u>〇〇 〇〇</u></p> <p>*1・*2 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">確認書</p> <p>内閣府食品安全委員会委員長殿</p> <p>私〇〇 〇〇*1は、貴委員会の決定にしたがって、下記のとおり事実関係を確認しましたのでお伝えします。 なお、特定企業からの依頼により調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合や、私の任期中において下記の実事関係に変更がある場合は、速やかにその旨を記載した確認書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日*2 <u>〇〇 〇〇</u>*3</p> <p>*1・*2 (略) <u>*3</u> 氏名を記入し、押印のこと。ただし、氏名を自署とする場合の押印は不要とする。</p>
--	---

附 則

- 1 この決定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この決定の施行の際現に委員等である者については、2(2)の規定にかかわらず、令和6年4月1日から起算して過去3年間において、2(1)に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書(別紙)を、令和6年4月1日以降初めて開催される自らが所属する委員会等の開催日の一週間前までに委員長に提出するものとする。
- 3 附則2に規定する者については、2(3)の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降に2(1)に掲げる場合に該当することとなったと思われる場合には、速やかに委員長宛てにその旨を記載した確認書を提出するものとする。
- 4 附則2又は3の規定に基づき提出された確認書についての2(4)から(6)までの規定の適用については、2(4)中「(2)又は(3)の提出」とあるのは「附則2又は3の規定に基づく提出」と、2(6)中「(2)又は(3)」

とあるのは「附則 2 又は 3」とする。